

東御市固定資産評価審査委員会規程（抜粋）

（審査及び議事に係る委員長の職務）

第3条 委員長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第433条第8項の規定による審査長の権限に属する事項を除き、委員会の行う審査及び議事についてその進行を図り、かつ、その秩序維持の責に任ずるものとする。